

**内容を十分にお読みください**

## ご契約に関する重要な事項のご案内

本書は、電気事業法の規定にもとづき、ご契約に関する重要な事項を説明するものです。下記事項のほか、当該ご契約のオプション契約約款を必ずお読みください。

なお、各種約款は、当社のホームページ（[www.hepco.co.jp](http://www.hepco.co.jp)）でご確認いただけます。

### 1. 料金の単価および算定方法

- (1) 月々の料金は、電力契約標準約款（高圧）（以下「標準約款」といいます。）またはオプション契約約款によって料金として算定された金額から、電化システム割引額を差し引いたものといたします。ただし、電化システム割引額は、電化システム割引上限額を上限といたします。
- (2) 料金プランの適用条件、料金単価等の詳細については、当社のホームページ（[www.hepco.co.jp](http://www.hepco.co.jp)）に掲載しているオプション契約約款等をご確認ください。

### 2. 電化システム割引額

- (1) 電化システム割引額は、電化システム割引対象額に5パーセントを乗じて算定いたします。
- (2) 需給契約の開始、消滅、変更等があった場合は、日割計算を行ない、料金を算定いたします。

### 3. 電化システム割引対象額

電化システム割引対象額は、標準約款またはオプション契約約款によって料金として算定された金額から、その標準約款またはオプション契約約款に付帯して適用されるオプション契約約款によって算定された割引額および再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額といたします。

### 4. 電化システム割引上限額

電化システム割引上限額は、1月につき1契約当たりの金額とし、オプション契約約款に定めるところによるものといたします。

### 5. その他

- (1) お客さまが、給湯設備、厨房設備、冷暖房設備等の電気機器の内容の変更または取外しをされる場合は、あらかじめ申し出ています。
- (2) (1)による申出があった場合を除き、オプション契約約款に定める電化システム需要でないことが明らかになった場合は、標準約款の違約金に定める事項に準じて違約金を申し受けます。
- (3) 需給契約の申込み（変更または廃止を含みます。）の方法、契約期間等の本書に記載のない事項については、お客さまが適用を受ける、標準約款またはオプション契約約款に定めるところによります。本書と合わせてそれぞれのご契約に関する重要な事項のご案内、標準約款、料金表（高圧）、オプション契約約款等をご確認ください。
- (4) 当社は、次の場合には、民法第548条の4の規定にもとづき、オプション契約約款を変更することがあります。この場合には、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後のオプション契約約款によります。
- イ 消費税および地方消費税の税率の変更等のやむをえない要因が生じた場合に、必要な限度において料金を変更するとき。
- ロ 一般送配電事業者の北海道電力ネットワーク株式会社または配電事業者が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等の変更または法令の制定もしくは改廃により、オプション契約約款を変更する必要が生じた場合

ハ その他、オプション契約約款を変更すべき合理的な事由が生じた場合

- (5) オプション契約約款を変更する場合には、当社は、オプション契約約款の変更前は、変更内容を、変更後は、変更内容、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地をお客さまにお知らせいたします。この場合、電気事業法第2条の13に定める書面（以下「契約締結前交付書面」といいます。）および電気事業法第2条の14に定める書面（以下「契約締結後交付書面」といいます。）の交付に代えて、電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社所定のウェブサイト（「ほくでんエネモール」を含みます。）に掲載する方法等によりお客さまにお知らせすることができます。

なお、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略することができます。また、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他需給契約の内容の実質的な変更をともなわない変更の場合には、当該変更となる事項の概要のみを、契約締結前交付書面を交付することなく、電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社所定のウェブサイト（「ほくでんエネモール」を含みます。）に掲載する方法等によりお客さまにお知らせいたします。この場合、契約締結後交付書面の交付はいたしません。

- (6) 本書に記載のある事項のほか、お客さまからの申込みにおける契約締結前の供給条件の説明について電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社所定のウェブサイト（「ほくでんエネモール」を含みます。）に掲載する方法等により行なうことがあります。また、契約締結前交付書面および契約締結後交付書面の交付に代えて、電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社所定のウェブサイト（「ほくでんエネモール」を含みます。）に掲載する方法等によりお客さまにお知らせすることができます。

- (7) 本書に記載のある事項は、お客さまとの需給契約上特に重要な事項を抜粋したものであり、需給契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。本書に記載のない事項を含め、需給契約の詳細は、オプション契約約款に定めるところによります。

### [お問い合わせ先]

北海道電力株式会社（小売電気事業者登録番号 A0267）  
所在地 〒060-8677 札幌市中央区大通東1丁目2番地  
(電話番号) 0120-07-5154  
電話受付時間：9:00～17:00  
(休業日：土曜、日曜、祝日、12月29日～1月3日、5月1日)

# 電気料金単価表(2024年4月1日実施)

## 業務用電化システム契約

契約種別・区分		単位	2024年4月1日実施 料金単価	
業務用電化システム契約	料金割引	電化システム 割引額	料金として算定された金額から、 割引額および再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いたもの	5パーセント
			上限額	1月につき 220,000円00銭

### ■単価表のご利用にあたっての留意事項

- ・料金単価は、消費税等相当額を含み、燃料費等調整単価および再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を含みません。